

感 発 0801 第 3 号
令和 7 年 8 月 1 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特 別 区 長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令及び狂犬病予防法施行規則の一部を
改正する省令の公布について（通知）

本日、狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 283 号）及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 81 号）が公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等（都道府県にあつては管内の市町村を含む。）へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づき環境大臣に登録されたマイクロチップ情報のうち所在地に変更があった場合、動物愛護管理法第 39 条の 7 の狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の特例（以下「特例制度」という。）に参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）については、新所在地の市町村長（以下「新市町村長」という。）に加え、旧所在地の市町村長（以下「旧市町村長」という。）にも通知がなされるようになった。これに伴い、狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号。以下「政令」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「規則」という。）を改正し、市町村の事務の一部を変更する。

2. 改正の内容

(1) 改正前の政令第2条の2第2項において、犬の所在地変更の届出を受けた新市町村長は、旧市町村長に対して犬の所在地を通知することとされている。今般、マイクロチップ情報のうち所在地に変更があった場合、特例制度に参加している新市町村長だけでなく、特例制度に参加している旧市町村長に対しても環境大臣から通知がなされるようになったことから、新市町村及び旧市町村がいずれも特例制度に参加している場合には新市町村長から旧市町村長への通知の必要性が実質的になくなることを踏まえ、当該場合にあっては、新市町村長から旧市町村長への通知を不要とする。(政令第2条の2第2項及び規則第16条の5（新設）関係)

(2) 改正前の規則第10条第2号において、市町村長は、改正前の規則第16条の5の通知を受けた場合に犬の登録を消除することができることとしている。(1)の改正を行うことにより、新市町村長及び旧市町村長がいずれも特例制度に参加している場合は、新市町村長が旧市町村長へ通知を行わなくなり、旧市町村長は改正前の規則第16条の5の通知を受けることがなくなるため、規則第10条第2号の犬の登録を消除することができる場合に該当しなくなる。この場合においても引き続き登録の消除が可能となるよう、新市町村長及び旧市町村長がいずれも特例制度に参加しており、新市町村長及び旧市町村長がいずれも環境大臣から通知を受けた際に消除を可能とする。(規則第10条第3号（新設）関係)

3. 運用上の留意点

(1) 特例制度に参加している新市町村長

動物愛護管理法第39条の7第3項の規定に基づく環境大臣の通知により犬の転入を了知した場合、旧市町村長が特例制度に参加しているかどうかについては、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムにて確認することができる。

旧市町村長が特例制度に参加している場合においては、改正前の規則第16条の5の規定に基づく旧市町村長への犬の新所在地の通知を実施する必要はない。

(2) 特例制度に参加している旧市町村長

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第21条の9第3項の規定に基づく環境大臣の通知を受けて犬の転出を了知した場合、新市町村長が特例制度に参加しているかどうかについては、「犬

と猫のマイクロチップ情報登録」システムにて確認することができる。

新市町村長が特例制度に参加している場合において、犬の登録情報については、改正前と同様、削除することができる。

- (3) 特例制度に参加していない新旧市町村長
従前のとおり。

4. 施行期日

令和7年9月1日から施行する。